定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月二十一日

東京都中央区勝どき六丁目七番三―一一〇一号　日本金山鉱業株式会社

代表取締役　小林　敏子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月二十一日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一一番二号　株式会社大平洋物産

代表取締役　浮谷　一弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区香住一六七七番地　株式会社奥市

代表取締役　奥西　勇介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である青木隆幸が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号　ジョーンズラングラサールグループホールディングスビーブイ

日本における代表者　青木　隆幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である竹廣隆志が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日

東京都江戸川区臨海町五丁目一番三―二〇一号　ナチュラルウエーブインコーポレイテッド

日本における代表者　竹廣　隆志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である瀬高昌弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年四月二十一日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二―二―一横浜ランドマークタワー二七F　Ｄｅｌｕｓｉｏｎ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　瀬高　昌弘

限定承認公告

本籍東京都中野区南台五丁目八番、最後の住所東京都中野区南台五丁目八番五号

被相続人　亡　長谷川　政弘

右被相続人は平成二十七年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

東京都荒川区東尾久一―一七―一九　相続財産管理人　椎名　妙子

限定承認公告

本籍東京都墨田区八広四丁目一八番地、最後の住所東京都墨田区立花五丁目四七番七―一〇二

被相続人　亡　半藤　和久

右被相続人は平成二十七年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

東京都国分寺市南町二丁目三番二四号　限定承認者　半藤　貞子

訂正公告

平成二十八年二月八日掲載の名古屋家庭裁判所岡崎支部に係る平成二十八年（家）第二三号相続権主張の催告中、「被相続人　亡　竹内　賢」とあるは「被相続人　亡　小林　秀夫」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成二十八年四月十三日（号外第八十六号）掲載の滋賀県医療機関企業年金基金の企業年金基金設立公告中、掲載法人住所「滋賀県大津市京町４丁目33号」とあるは「滋賀県大津市京町４丁目３番33号」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月二十一日

滋賀県大津市京町四丁目三番三三号　滋賀県医療機関企業年金基金

理事長　木村　隆

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	様式第一号裏面中	（フリガナ） 氏　名	（フリガナ） 氏　名
三〇	上	様式第一号の六中	裏面の記載上	（裏面の記載上
四四	上	様式第一号⑥中	⑥支払希	⑥支払希
〃	〃	様式第一号⑧中	⑧ 勤務先 昭和 平成　年 月　日 再掲して	⑧ 勤務先 昭和 平成　年 月　日 再掲して
四五	〃	様式第一号⑨中	九	九
〃	〃	様式第四号中終りから四	再接撮影写真呼吸器	直接撮影写真呼吸器
四六	上	様式第六号中	証明	署名
四七	〃	様式第六号中	「な」を削る。	
四六	下	三		

（原稿誤り）

平成二十八年四月一日（号外第七十七号）公布の厚生労働省令第八十三号（雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二二ページ下段一二行目と一三行目の間に次のように加える。

5　施行日前に旧雇保則第百十二条第四項第一号ロの計画を提出した事業主に対する沖縄若年者雇用促進奨励金の支給については、なお従前の例による。

二二	下	一三	5	
〃	〃	終りから一二	6	
〃	〃	終りから一二	7	
〃	〃	一一	8	
〃	〃	一〇	9	一号ロ
〃	〃	九	10	第五項
〃	〃	八	11	第六項
〃	〃	四	12	
〃	〃	二	13	
〃	〃	一	14	
二三	上	三	15	
〃	〃	五	16	
〃	〃	七	17	
〃	〃	九	18	第十九項
〃	〃	一〇	19	
〃	〃	一四	20	
〃	〃	一六	21	

平成二十八年三月四日公布人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則八―一二（人事院規則の一部改正）

（原稿誤り）

四四	終りから一〇	に改める	に、「同号」を「同項第二号」に改める

〃	〃	一〇	存新
四七	様式第六号⑱中	⑱本年	増進
九七	様式第三号①中	個人番号	個人番号
九八	一六	あるの人	ある人
一〇二	一七		
一〇三	様式第二号中	「網かけ」を外す。	

一〇五ページ上段八行目と九行目の間及び終りから五行目と四行目の間に次のように加える。

第五十九条第三項中「掲げる事項」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。

一〇五	上	一二	加え、同条第二項中「前項第一号」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。
〃	終りから一	一	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十一日付第九三号六

四ページ●同日付政府調達第七六号六四ページ●三月十一日付参会第一二号一六

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月［一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）］（配送料別）